

毎週火、金曜日発行(但休日には除く)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆規則 鳥取県予算規則

規 則

鳥取県予算規則をここに公布する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県予算規則

第一章 総則 (第一条~第三条)

二 務 鳥取県会計規則 (昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号) 第二条第三号に規定する廢をいう。

第二章 予算の編成 (第四条~第九条)

第三章 予算の執行 (第十一条~第二十三一条)

第四章 帳簿 (第二十四条)

第五章 雜則 (第二十五条)

附則

第一章 総則

(この規則の趣旨)

第一条 予算の調製及び執行については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 主務部長 知事部局の部長、秘書課長、企画室長、出納室長、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、地方労働委員会事務局長、及び警察本部長をいう。

二 務 鳥取県会計規則 (昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号) 第二条第三号に規定する廢をいう。

00779
第3種郵便物
昭和39年6月26日 金曜日 島県公報(号外) 第44号

(歳入歳出予算に係る目節の区分)

第三条 歳入歳出予算の項を目節に区分する。

2 歳入歳出予算に係る目及び歳入予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号。以下「省令」という。)別記に定める区分を基準として定めるものとする。

3 歳出予算に係る節の区分は、省令別記に定める区分のとおりとする。

第二章 予算の編成

(予算の編成方針)

第四条 総務部長は、知事の命を受けて、前年度の十一月三十日までに予算の編成方針を定め、主務部長に通知しなければならない。

(予算の要求)

第五条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る予算について、次の各号に掲げる要求書を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

一 歳入歳出予算補正要求書(様式第十号)

二 繼続費状況説明書(様式第七号)

三 債務負担行為支出予定額等説明書(様式第八号)

四 県単独補助金、負担金等に関する調書(様式第九号)

五 その他必要な説明書類

(補正予算の要求)

第六条 主務部長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要があるときは、次の各号に掲げる要求書を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

二 繼続費補正要求書(様式第十一号)

三 繰越明許費補正要求書(様式第十二号)

四 債務負担行為補正要求書(様式第十三号)

五 地方債補正要求書(様式第十四号)

2 前項の要求書には、前条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。

(予算の査定)

第七条 総務部長は、前二条の要求書の提出を受けたときは、これらを審査のうえ、知事の査定を受けなければならない。

(予算案等の作成)

第八条 総務部長は、知事の査定が終了したときは、予算案及び予算に関する説明書の案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

(予算の成立の通知)

第九条 総務部長は、予算が成立したときは、その旨を関係主務部長に通知しなければならない。

第三章 予算の執行

(予算の執行方針)

第十一条 総務部長は、知事の命を受け、予算の成立後すみやかに予算の執行方針を定め、これを主務部長に通知しなければならない。

(予算執行計画)

第十二条 主務部長は、予算の成立の通知を受けたときは、総務部長が別に指示するところにより、歳入歳出予算執行計画調書を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳入歳出予算執行計画調書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、必要な調整を行ない、その結果に基づき、歳入歳出予算執行計画の案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

3 総務部長は、前項の規定により歳入歳出予算執行計画の決定があったときは、その旨を関係主務部長に通知しなければならない。

4 主務部長は、前項の規定により総務部長から通知を受けた歳入歳出予算執行計画に変更を加える必要がある場合は、総務部長は、前項の規定により総務部長から通知を受けた歳入歳出予算執行計画に変更を加える必要がある。

るときは、直ちに歳入歳出予算執行計画変更調書を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

5 第二項の規定は、前項の歳入歳出予算執行計画の変更について準用する。

(予算の執行の制限)

第十二条 岁出予算のうち、国庫支出金、分担金、地方債その他の特定収入を財源の全部又は一部に充てることは、その歳入が確定した後でなければ執行することはできない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(歳出予算の配当)

第十三条 主務部長は、歳入歳出予算執行計画に基づき、総務部長が別に指示するところにより、歳出予算配当申請書(様式第十五号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳出予算配当申請書の提出を受けたときは、これを審査し、歳出予算配当書(様式第十六号)により歳出予算の配当の手続を行なわなければならない。

(歳出予算の令達)

第十四条 主務部長は、前条の規定により配当を受けた歳出予算のうち、廃に係るものについては、歳出予算令達書(様式第十七号)により歳出予算の令達の手続を行なわなければならない。

(歳出予算の追加の申請)

4 第一項及び第二項の規定は、前項の歳出予算の配当の追加の申請について準用する。

3 第一項の規定にかかわらず、主務部長は、必要があると認めるときは、歳出予算の配当の追加を申請することができる。

00782

(第3種郵便物)(認)

5 昭和39年6月29日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号

00781

(第3種郵便物)(認)

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号

(歳出予算の流用)

第十六条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の経費の金額の流用を必要とする場合又は歳出予算に係る各自若しくは各節の経費の金額の流用を必要とする場合には、歳出予算流用申請書(様式第十八号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳出予算流用申請書の提出を受けたときは、これを審査し、歳出予算の流用の手続を行なわなければならない。

(予備費の充当)

第十七条 主務部長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当申請書(様式第十九号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の予備費充当申請書の提出を受け

たときは、これを審査のうえ、予備費充当案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

3 総務部長は、前項の規定により予備費の充当の決定一があつたときは、その旨を関係主務部長に通知しなければならない。

(予算の繰越し使用)

第十八条 主務部長は、繰越し許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、繰越し許費繰越し申請書(様式第二十号)を三月二十日までに作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の繰越し許費繰越し申請書の提出を受けたときは、これを審査のうえ繰越し許費繰越し計算書の案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

第十九条 主務部長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十条第三項ただし書の規定による繰越しをする必要があるときは、事故繰越し繰越し申請書(様式第二十一号)を三月二十日までに作成し、

これを総務部長に提出しなければならない。
2、前条第一項の規定は、前項の繰越しについて準用する。この場合において、「繰越明許費繰越し計算書」とあるのは「事故繰越し繰越し計算書」と読み替えるものとする。

第二十条 主務部長は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百四十五条第一項の規定による繰越しをする必要があるときは、継続費繰越し申請書（様式第二十二号）を三月二十日までに作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2、第十八条第二項の規定は、前項の繰越しについて準用する。この場合において、「繰越明許費繰越し計算書」とあるのは「継続費繰越し計算書」と読み替えるものとする。
第二十一条 知事は、前三条の規定により繰越しの決定をしたときは、直ちにその旨を出納長に通知しなければならない。

（債務負担行為に係る支出負担行為）

第二十二条 主務部長は、債務負担行為に係る支出負担行為の事務手続をしようとするときは、総務部長に協議しなければならない。

（歳入の収納の状況等の報告）

第二十三条 出納長は、各四半期の当初、歳入の収納の状況、歳出の支出の状況、公金の現在高及び公金の運用の状況を知事に報告しなければならない。

第四章 帳簿

第二十四条 総務部長は、次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

- 一 歳入歳出予算現計簿（様式第二十三号）
- 二 継続費台帳（様式第二十四号）
- 三 債務負担行為台帳（様式第二十五号）
- 四 地方債台帳（様式第二十六号）
- 五 一時借入金台帳（様式第二十七号）
- 六 予備費充当整理簿（様式第二十八号）

第五章 雜則

第二十五条 この規則の定めるところにより総務部長に提出する書類は、財政課長を経由しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

00786

9 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物認可)

00785 第3種郵便物認可 8
昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物認可)

様式第1号 (B列4号)

歳入歳出予算要求書

課(室・局)
(単位 千円)

(1) 総括

区分 別 定 分 新規 分 合 計	(目 名)	本年度 要求額	前年度当 初予算額	歳 入				歳 出				前半度當初 要求額
				支 出 額	寄附金	負担金	年間料	使 用 料	起 債	何 々 一般財源	一般財源	
支 出 額												
寄 附 金												
負 担 金												
年 間 料												
使 用 料												
起 債												
何 々 一般財源												
一般財源												

備考 各区分ごとに別紙とする。

(2) 事業別要求説明

事業 名	額	類	目	本年度要求額				前半度當初要求額				備 考
				支 出 額	寄 附 金	負 担 金	年 間 料	使 用 料	起 債	何 々 一般財源	一般財源	
区分	本年度 要求額	新規	初予算額									
合 計												

備考 1 「区分」欄に「1.新規 2.寄附金 3.贈与費 4.役務費 (はそく) 5.施設料費 6.その他の別に、それぞれの項の額とされ認める。ただし、資金に係る保証料、その施設料費に実績費の額を算て計上する。

2 「財源内閣」欄には、各項目に係る当該収入の款名をそれぞれ記入する。

00788

11 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(第3種郵便物認可)

00787

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(第3種郵便物) 認可 10

(3)要求事業説明

不要求額說明

(単位
千円)

(4)要求公共事業說明

(目名)	本年度実収額			前年度當初予算額		
	事業費内訳	財源内訳	事業費内訳	財源内訳	事業費内訳	財源内訳
事業名	固定費 元	固定費 支出金	固定費 何	固定費 元	固定費 支出金	固定費 何
農業輔導費	()	()	()	()	()	()
地政課	()	()	()	()	()	()
農業課	()	()	()	()	()	()
農業指導課	()	()	()	()	()	()
農業試験場	()	()	()	()	()	()
農業技術推進課	()	()	()	()	()	()
農業統計課	()	()	()	()	()	()
農業試験場	()	()	()	()	()	()
農業技術推進課	()	()	()	()	()	()
農業統計課	()	()	()	()	()	()
農業試験場	()	()	()	()	()	()
農業技術推進課	()	()	()	()	()	()
農業統計課	()	()	()	()	()	()
小計	()	()	()	()	()	()
小計	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()

参考 1 公共事業については、様式第1号(3)請求事業説明に代えて本表により説明する。

2 本年度当初予算額の「附添内訳」欄の()は、後述地図の開発に関する公共事業に係る附の負担割合の特例に関する法律

3 割年度当初予算額及び認証見込額の財源内訳の「一般財源」欄の(一)には、起債額を外す。

3 前年度当初予算額及び認証見込額の財源内訳の「一般財源」欄の()には、起債額を外さず。

4 一般公共、災害関連、災害助成、災害復旧、直轄等に分類した総括表を本表に準じて作成し、添付する。

備考 「財源等による区分」欄には、国庫補助事業については補助率ごとに、甲、乙等と記載

その他の事業に

13 昭和39年6月26日金曜日鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物可認)

00790

(第3種郵便物可)
(認)

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 認可 12

00789 (第3種郵便物)
第44号(認可)

種郵便物) 可)

丁、12

3. 基本要求與財源

欄目により区分し、単価が異なるものがある場合には、欄目内料を記載する。

3 生産収入又は財産収入については、作物名、播種面積、生産数量、単価金額等を適宜記入する。

卷之三

様式第2号 (B列4号)

費要書求

参考、「参考」欄には、各案内容を具体的に記載する。

00792

15 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物認可)

(乙) 款額說明

(単位 千円)

00791

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物) 認可 14

樣式第3号 (B列4号)

(单位 千円)

17 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(認可)

17 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号

00792 第3種郵便物
昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 認可 16

樣式第4号(B列4号)

債務負擔行為要書

課題(室・局)

様式第5号(B列4号)

地 方 價 值 要 求

備考 「利率」欄には、年利を記載する。

² 「期間」欄及び「限度額」欄には、年度ごとに当該年度の限度額を記載する。

2 「昭和14年」欄及び「昭和15年」欄には、年度ごとに当該年度の決算額を記載する。ただし、その年度上半期と下半期との決算額の明るかでないものは、その

3.取引額の金額表示の困難なものについては、当該欄に記入して記載する。

00798

卷之三

00797

第3種郵便物
可
認
號

21 昭和39年6月26日金曜日鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物)

昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外) 第44号 認可 第3種郵便物 20

藏真現真結調

(単位
円)

卷之三

（田 位）

備考 1. 現員現給の対象人員を基礎として算出
2. 基礎給額は目次表、定期昇給の基

2 特別昇給等は見込みず、定期昇給のみについて算出する。

(3)報酬及び特殊勤務手当に関する調

卷之四

様式第7号 (B列4号)

概 統 費 状 況 説 明 書

課(室・局)

(単位 千円・%)

目

項

事業名

款

全 体 計 画		前年度末までの 支出額	本 年 度 支 出(見込)額	本年度末までの 支出予定額	翌年度以後支 出予定額に に対する進歩率	備 考
年 庫	計					
年 庫 溢						
國庫支出金						
財 源 内 訳	何 タ					
一 般 財 源						

00802

(第3種郵便物)可

25 昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外)第44号(第3種郵便物認可)

الطبعة الأولى

卷之三

卷之三

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第3種郵便物
第44号 認可 00801

00801 第3種郵便物
第44号 認

24

様式第8号 (B列4号)

債務負擔行為支出予定額等說明書

(単位
千円)

27 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 認可

27 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 認可

00803 (第3種郵便物) 認可
昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号

様式第10号 (B列4号)

歲入歲出予算補正要書

(単位：千円)

11

三

乙種差別要項說明

中華書局影印
古今圖書集成

104

参考記載要領は、様式第1号(2)に準ずる。

(3)要 求 事 業 說 明

1 要求類說明

卷之二

卷之三

備考記載要領

(4) 委派公共事業說明

(单行)

備考記載要領は、様式第1号(4)に準ずる。

(5)特定財源要求基礎

卷之三

經統資補正要求書

(単位 千円)

樣式第12号 (B列4号)

續 越 明 許 費 补 正 要 求 書

株式会社

卷之三

35 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第44号 認可

00811 第3種郵便物
昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 認可 34

様式第13号 (B列4号)

債務負擔行為補正要求書

課(室・局)

卷之三

樣式第14考(B列4号)

卷之三

00814
1号(第3種郵便物可)

37 昭和39年6月26日金曜日鳥取県公報(号外)第44号(第3種郵便物認可)

		日
		一 天 行 事 記
		二 月 一 日
		三 月 一 日
		四 月 一 日
		五 月 一 日
		六 月 一 日
		七 月 一 日
		八 月 一 日
		九 月 一 日
		十 月 一 日
		十一 月 一 日
		十二 月 一 日

様式第16号 (B列4号)

藏出予算記當書

卷之三

(单位：千元)

00813 (第3種郵便物)
外) 第44号 (認可)

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(認)

様式第15号 (B列4号)

藏于算記卷中

部(疎・茎・屬・本部)

00816
第3種郵便物
可
44号(認)

39 昭和39年6月26日金曜日鳥取県公報(号外)第44号(認可)

00815 第3種郵便物
第44号 認可

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(認可)

樣式第17号

(B列 4号)

歲出予算令達書

(単位 円)

様式第18号

藏曲子集流用申謙長

（中南）

00818

4号(第3種郵便物認可)

41 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(第3種郵便物)
(認可)

00817

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号 (第3種郵便物認可) 40

樣式第19號

(B列 4号)

予備費充當申請書

四
（真位）

樣式第20號

(B列4号)

綠越明許費綠越申請書

(単位 円)

00820

43 昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外) 第44号(第3種郵便物認可)

昭和39年6月26日 金曜日 烏取県 00819 (号外) 第44号 (認)

樣式第21號 (B列4號)

事故報越レ報申請書

課(室・局)

卷之三

樣式第22號 (B列4號)

卷之三

株(坐・局)
(単位 円)

3

考 1 「支払実績及び支出見込額」欄には、当該年度の支払実績及び支出見込額を記載する。
2 財源内訳の「預託財産」欄には、当該年度における繰入費の特定期間のうち固定預託又は固定供給であつて翌年度に繰り越すものを別途別に記載する。

樣式第23号 (B列4号)

歲入歲出予算現計簿

様式第24号 (B列4号)

卷之三

(単位
円)

47 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第44号(認可)

47 昭和39年6月26日金曜日鳥取県公報(号外)第44号(認可)

00824

(第3種郵便物可)
認

様式第26号 (B列4号)

00823 (第3種郵便物) 46
昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外) 第44号(認可)

昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外) 第44号 (第3種郵便物) 認可 46

00823

第3種郵便 認

物可) 46

様式第25号（B列4号）

債務負擔行為合規

七

様式第27号（B列4号）

一時借入金台帳

00825
昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外) 第44号 (認可) 48
第3種郵便物

借入人名	光当事業者名	借入金額	利税率	借入年月日	償還年月日	利子所要額	利子支払日	備考
千円	%	千円	%	年月日	年月日	千円	年月日	

様式第28号（B列4号）

予備費充当整理簿

(単位、千円)

年月日	予算額	光当額	光 当 科 目				理 由	備 考
			差	引	式	現		

49昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報(号外) 第44号

00826